

りわけインフォーマルサポートのあり方を実証的に明らかにすることができた。

しかし、家族を対象にした調査では、ソーシャルワーカーがどのような援助をしたのかについて明らかになっていない。残された課題としては、今後、ソーシャルワーカーを対象に、若年性認知症者や家族への支援、とりわけソーシャルサポート・ネットワークづくりを媒介することに関し、どのような理論や実践仮説を持って、本人や家族を援助しているのかという理論仮説の検証を行っていく。

<謝辞>

インタビュー調査で貴重なお話を聞かせて下さった若年認知症家族会の皆様、本論文のご指導をしてくださった大橋謙策教授に深く感謝申し上げます。

公的扶助ケースワークの課題と役割

日本社会事業大学福祉計画学科4年

青木尚人

1. はじめに

私は本報告では公的扶助ケースワークの役割と課題について述べた。なぜ今回このようなテーマにしたかという、生活保護の受給者が200万人を突破した現在の日本において福祉事務所のケースワーカーである公的扶助ケースワーカー（社会福祉法によれば現業員）は生活保護制度の中心的担い手になっているからだ。しかし現在ケースワーカー1人につき100世帯程度を支援の対象にしているため、ケースワーカーの負担がかなり大きくなっている。そこで今回公的扶助ケースワーカーがどのように生活保護の取り組みを行っており、またどのような課題がそこにはあるのかを考えるきっかけとしたい。

2. 生活保護の現状（清瀬市を中心として）

第2章では生活保護の現状について述べた。非保護世帯数の数が平成7年度以降上昇しており、非保護人員は平成8年度以降上昇の兆しを見せている。そして厚生労働省が発表している生活保護実態について（厚生労働省平成22年版厚生労働白書、被保護実世帯数・非保護人員・保護率・扶助人員と扶助率の推移）という統計からどれだけこの数年間で生活保護の受給者が拡大しているのかということを確認した。また、生活保護の受給の原因の動向などについても報告をした。

生活保護の現状を述べる上で平成23年度3月22日現在の東京都26市の生活保護受給の表を用いて解説を行った。以下はその資料である。昨年の統計データでは清瀬市は武蔵村山市より高かったが、伸び率が清瀬市より高く、平成22年の12月に取られた統計では武蔵村山市は2番目になっていた。1番目の立川市は武蔵村山市、清瀬市を突き放しており、4番目の東大和市と順位の1番、2番、3番の差がかなり開いているためトップ3の

大きな変動はこの先ではあまり見られないだろう。

清瀬市の受給率が高くなる要因として公営住宅が集中しているということがまず挙げられる。また、東京23区に比べて住宅の家賃が低めに設定されているということもその要因として考えられると報告では述べた。

また、生活保護制度の支援の枠組みで最も重要になる支え手として民生委員の存在を報告では挙げた。今回は4つの自治体を挙げて民生委員の現状についても報告をした。

上記は少し古くなってしまいが平成19年度の12月に統計をした表の一部である。本来であれば全て載せるべきであるが行数の制限から割愛させていただいた。表からも推察できるが、表で挙げた4つの自治体の民生委員は不足している。清瀬市も民生委員は不足しており、社会福祉協議会も民生委員の推進を進めている。なぜ、民生委員が普及していないかを考えると、一般市民が民生委員にあまり関心がないということがその要因の1つ

として考えられる。また民生委員を引き受けるその大変さの1つとして個人の生活にも業務が入ってくるということ述べた。これは私が実際に実習で聞いた話であるが、「民生委員の業務外の時間で家族と一緒に過ごしていると相談の電話がかかってくることもある」ということだ。このようなことから民生委員を引き受けることは民生委員個人にも大きな負担が生じてくるということが推察できるだろう。今後この民生委員が増えることは生活保護制度の運用の面から言っても重要な課題になると考えられる。

3. 公的扶助ケースワーカーの現状

次に報告したのは公的扶助ケースワーカーの課題である。1999年に地方分権一括推進法が制定され、地方自治の概念が推進された。その際に生活保護関連でよく述べられるのは機関委任事務が法定受託事務と自治事務に分割されたことに影響して、金銭給付が法定受託事務、相談援助の部分が自治事務化されたことである。しかし他の部分で

生活保護の比較 清瀬市資料より (H23. 3. 22現在)

順位	市名	世帯 (H22.12.1)	人員 (H22.12.1)	保護率 (H22.12.1)	保護率 (H21.12.1)
		世帯	人員	パーミル	パーミル
1	立川	3,470	4,748	26.6	24.8
2	武蔵村山	1,101	1,737	24.7	22.3
3	清瀬	1,292	1,815	24.5	22.7
4	東大和	1,084	1,669	20.3	18.3
5	八王子	7,898	11,624	20.1	18.4
6	東村山	2,034	2,835	18.7	17.5

定数一覧 清瀬市資料より (H19. 12. 1現在)

区分	総世帯数	国基準数	H19.12.1定数	最低過不足数
清瀬市	31,306	112 ~ 261	46	-66
足立区	283,307	644 ~ 1,288	503	-141
台東区	85,013	194 ~ 387	187	-7
国立市	33,217	119 ~ 277	50	-69

も、地方分権一括法は生活保護領域に影響を与えた。それは、公的扶助ケースワーカーの数に関することである。

公的扶助ケースワーカーは地方分権一括推進法が制定されるまでは「都道府県に設置する福祉事務所については被保護世帯65世帯に1名、市（特別区を含む）に設置する福祉事務所では80世帯に1名配置する」ことが法定化されていた。しかしその規制を緩和して「標準」として示されるようになった。これは地方の福祉事務所が自由裁量で公的扶助ケースワーカーを設置できるようになった半面、多くできたり、少なくできたりということも地方の裁量でできるようになった。経費削減という名目で福祉事務所のケースワーカーを削減する自治体も出てきた。それは生活保護の実践を行う公的扶助ケースワーカーに大きな負担を強いることにもなった。私の実習先ではほとんどのケースワーカーが100世帯以上担当しているということだった。しかも記録作業が多いため、相談訪問もなかなかできないということも言われていた。

また、公的扶助ケースワーカーに対する支援も重要である。一般的に福祉事務所には現業員（公的扶助ケースワーカー）、事務員、査察指導員が設置されている。公的扶助ケースワーカーに対するスーパービジョンを実施するのが査察指導員の業務になっている。実際の生活保護運用上でケースワーカーが抱く疑問や援助での悩みを解決していくのが査察指導員の重要な業務の一つになる。困難ケースになってくるとどうしても担当のケースワーカーだけでは解決が困難になってくる。そのような時に査察指導員が担当ワーカーを支援してくれるということは利用者に対して支援を行う公的扶助ケースワーカーからするとかなり大きな存在になる。公的扶助ケースワーカーはあまりの激務にバーンアウトを起こして休職をしてしまう人もでてしまうということもある。査察指導員の存在はワーカーが最悪の状態になるのを防ぐための存在として認識されなければならないだろう。

そして3つ目は公的扶助ケースワーカーの研修

についての問題がある。公的扶助ケースワーカーには実際に相談支援をする際の研修がなく、事務的な引継ぎのみがなされて、いきなり実践に投入されることが多い。自治体によっては研修があると言われているが、一般的な福祉事務所はそこまで力を割くことができないのが実情だろう。しかも1度公的扶助ケースワーカーとして現場に出たとしても4、5年くらいしてしまうと人事の異動になりほかの部署に異動になってしまう。公的扶助ケースワーカーが一人前になり活躍しだす頃に他の部署に転属になると、専門性が身についても有効に活用できない。ワーカー同士が技量を伸ばしたり、実践力を身につける場として公的扶助研究会の存在が知られている。このような研究会の場は公的扶助ケースワーカーの実践力を高めるために有効活用されるべきだ。

4. 生活保護援助実践

報告でも述べたように本報告で紹介する実践は「行政と民間」の協同という部分である。この実践を表しているのが主に2つの実践である。まず初めに紹介するのは北海道釧路市の実践と埼玉県の実践の2つである。まず1つ目の釧路市の実践から紹介する。釧路市は自立支援プログラムをもとに活動を行っている。釧路市の紹介をしておくと、「釧路市は人口187,569人（平成21年度3月末(1)）となっており、東北海道に位置し、漁業・炭鉱の町である。そんな釧路市の生活保護率は46.1%（平成21年度3月末(2)）になっている。この率は道内ではトップの数字になっており人口1000人中46人が受給しているということになっている。言い換えれば市民21人に1人が生活保護を受給している計算になる(3)。」と釧路市の活動を書いた本には書かれている。釧路市は平成16年から厚生労働省の委託を受けて自立支援プログラムの活用が進められている。行政だけではなく民間や第3者委員会などを活用しての活動となった。釧路市の活動の特徴は経済的自立（就労自立）、日常生活自立、社会生活自立の3つの自立にそれぞれ対応したプログラムが用意されている。例え

ば就労支援プログラムであるが、突然就労支援ということと言われても利用する人は戸惑うことも大いに予想される。そういう場合にプレ就労支援としてボランティア活動を経て、十分に慣れてから就労支援のプログラムに入って行く。このように様々な利用者に応じたプログラムが用意されているということは特筆すべき部分である。

2つ目は埼玉県での取り組みである。埼玉県では自立支援プログラムにおける自立支援をするための「自立支援専門員」を利用者に派遣するシステムが成立している。そのために埼玉県は埼玉県社会福祉士会と契約を結んでいる。埼玉県の社会福祉士会から自立支援専門員が県へ派遣され、そこからさらに利用者へ派遣される。県のケースワーカーは派遣された自立支援専門員から専門知識や技術を教わることができるという点でも有益になっている。また支援者に対しての支援の場も広がっている。それが「埼玉生活支援ネットワーク」と呼ばれる機関である。ネットワークには弁護士が関係しており、多重債務者支援に対する支援、さらにはホームレス支援者に対する支援などが行われている。

以上2つの実践を見てきた。特色として様々な資源を用いて、そして金銭的な支援だけではなくて心理面でのサポートも進んでいる。しかし、全ての自治体が可能なわけではない。資源の格差を埋められるように方策を考える必要があるだろう。

5. 今後の展望

今後東日本大震災や現在の不況の影響からさらに生活保護受給者は増加する恐れがある。財源や社会資源が限られてしまっている以上工夫した取

り組みが必要となるだろう。そのような時にインフォーマル機関や公的機関が連携して行くことが重要になってくる。また、連携の担い手であるワーカーにも能力向上の機会が必要になってくるだろう。助言では事例についてもっと深めて記述してほしいとの助言を頂いた。次回の報告への課題としたい。

参考文献

- 大山典宏（2008）『生活保護VSワーキングプア 若者に広がる貧困』PHP文庫
- 岡部卓（1997）「関連専門職との連携を志向した生活保護ソーシャルワーカー研修の試み」『社会福祉実践理論研究』6巻 7月号
- 岡部卓（2010）「生活保護における自立支援の在り方に関する研究」平成18年度～平成21年度科学研究費補助金・基盤研究B 総括研究報告より
- 釧路市福祉部生活福祉事務所編（2009）『希望をもって生きる 生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』筒井書房
- 新保美香（2010）「貧困とソーシャルワーカー生活保護におけるソーシャルワークをめぐって」『ソーシャルワーク学会誌』19号

引用文献

- (1) 釧路市福祉部生活福祉事務所編（2009）『希望をもって生きる 生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』筒井書房 p8
- (2) 同上 p9
- (3) 同上 p10